

# 協会けんぽの 給付金等サービス一覧

福岡支部



こちらの保険証を  
お持ちの方は  
協会けんぽの  
加入者です

## 福岡県内の 協会けんぽ加入状況

(平成26年10月末現在)

事業所数	76,326事業所
被保険者数	1,012,502人
被扶養者数	792,397人
合計	1,804,899人

健康保険  
被保険者証  
本人(被保険者) 00123  
平成〇年〇月〇日交付  
記号 12345678 番号 123  
氏名 協会 太郎  
生年月日 昭和〇年〇月〇日 性別 男  
資格取得年月日 平成〇年〇月〇日

事業所名称 ○〇株式会社  
保険者番号 01400019  
保険者名称 全国健康保険協会 福岡支部  
保険者所在地 福岡市博多区上呉服町10-1

見本

印



全国健康保険協会 福岡支部  
協会けんぽ

# ➡ 補助金を活用し、お得な健診を受けましょう!

一般健診だけでも11,484円の補助が受けられることで、一般健診の自己負担額は最高でも7,038円です。

## ● 加入者ご本人(被保険者)の健診 ～生活習慣病予防健診～

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担(最高)額
一般健診	診察等、身体計測、血圧測定、尿検査、便潜血反応検査、血液検査、胸部・胃部レントゲン検査、心電図検査	今年度35歳～74歳の方	7,038円
	眼底検査(医師が必要と判断した場合のみ実施)		78円
子宮頸がん検診(単独受診)	問診、細胞診	今年度20歳～38歳の偶数年齢の女性の方	875円
一般健診に追加して受診する健診(セット受診のみで単独受診はできません)			
付加健診	尿沈渣顕微鏡検査、血液学的検査、生化学的検査、眼底検査、肺機能検査、腹部超音波検査	今年度40歳、50歳の方	4,714円
乳がん	問診、視診、触診、乳房エックス線検査	40歳～74歳の偶数年齢の女性の方	(50歳以上) 1,066円
			(40歳～48歳) 1,655円
子宮頸がん検診	問診、細胞診 ※36歳、38歳の方は、子宮頸がん検診の単独受診も可能です。	36歳～74歳の偶数年齢の女性の方	875円
肝炎ウイルス検査	HCV抗体検査、HBs抗原検査	今年度35歳～74歳の方	612円

事業主の方へ



### ● 定期健康診断(事業者健診)から生活習慣病予防健診への切り替えをお願いします

生活習慣病予防健診は定期健康診断(事業者健診)の健診項目を含んでいますので、定期健康診断から切り替えることが可能です。また、生活習慣病予防健診は協会けんぽから費用補助があるうえに、通常は住民健診で受診するがん検診も同時に受診することができます。福利厚生やコストの点からも、35歳以上の方は生活習慣病予防健診を受診されることをお勧めします。

※定期健康診断(事業者健診)とは労働安全衛生法に基づき、事業主(会社)に義務づけられた健診です。

### ● 事業者健診の結果データの提供にご協力ください

生活習慣病予防健診を受診されていない事業所様につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により、労働安全衛生法に基づく定期健康診断(事業者健診)を受診された方の健診結果データの提供をお願いしています。提供いただいた結果を基に、健康をサポートするための特定保健指導が無料でご利用いただけます。

## ● 加入者ご家族(被扶養者)の健診 ～特定健康診査～

健診の種類	検査の内容	対象者	自己負担額
基本的な健診	診察等、身体計測、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査	年度内40歳～74歳の加入者ご家族様(被扶養者)	500円 1,380円 (健診機関にご確認ください)
詳細な健診 昨年度の健診結果などに基づいて医師の判断により実施	心電図検査、眼底検査、貧血検査		0円
がん検診について	各市町村ではお住まいの方を対象にがん検診を実施しています。がんの早期発見・治療のために、特定健康診査と同時にがん検診を受診しましょう。		

ご留意  
ください!

- 年度内(4月～翌年3月)1回に限り「協会けんぽ」より費用の一部が補助されます。
- 申込時及び健診受診時に「協会けんぽ」の加入者であることが必要です。
- 毎年4月に「健診のご案内(パンフレット)」を各事業所様に送付しておりますが、新規適用事業所で「健診のご案内(パンフレット)」をお持ちでない事業所様は、協会けんぽ福岡支部ホームページでご確認いただくか、協会けんぽ福岡支部までお問い合わせください。

## ご本人 | 受診の流れ

1

希望する健診機関に予約をしてください

契約している健診機関を、健診のパンフレットまたは協会けんぽ福岡支部ホームページにてご確認ください。

2

申込書に健診予約済年月日、健診機関コード等を記入してください

予約を入れたら、申込書に必要事項を記入してください。

3

申込書を協会けんぽ福岡支部に郵送で提出してください

確認事項がある場合、協会けんぽよりご連絡することもあります。

4

予約日が近づくと、健診機関より「問診票」「検査キット」等が届きます

5

健診を受けます

当日は「健康保険証」と自己負担額が必要です。

### 健診後のサポート

健診の結果、特定保健指導の対象となられた方は保健指導をお受けいただき、生活習慣の改善に取り組みましょう。費用は無料です。

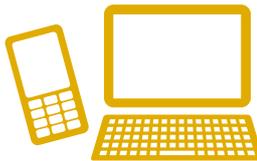


健康診断の後、協会けんぽの「特定保健指導」を受けましょう

協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診された方で、メタボリック判定を受けた方を対象に、健康管理のプロである「保健師・管理栄養士」が健康相談（「特定保健指導」といっています）を行っています。「特定保健指導」は、保健師、管理栄養士が事業所へ伺い、個別面談をしたあと、次のようなコースをご用意して生活習慣改善の継続サポートをしていきます。

#### 事業所での個別面談

- A お電話による継続サポート
- B インターネットにつながるパソコン・携帯（スマホ）でできるダイエツプログラム



- ▶ 料金は全て無料です。
- ▶ ご紹介のコースは健診結果によってはご利用いただけないものもあります。協会けんぽ福岡支部ホームページでご確認いただくか、協会けんぽ福岡支部までお問い合わせください。

## ご家族 | 受診の流れ

1

「特定健康診査受診券」を加入者様のご自宅に直接お送りいたします

受診券が送付されない方は、申請が必要です。「特定健康診査受診券申請書」を協会けんぽにお送りください。

2

特定健診の予約をしてください

一部の市町村が実施する住民健診（集団健診）の際に、がん検診と併せて特定健診を受診できます。住民健診を実施していない市町村にお住まいの方や個別に健診機関で受診をご希望の場合は、協会けんぽ福岡支部ホームページでご確認いただくか、協会けんぽ福岡支部までお問い合わせください。

3

健診を受けます

当日は「特定健康診査受診券」「健康保険証」と自己負担額が必要になります。

### 健診後のサポート

健診の結果、特定保健指導の対象となられた方にはご自宅へ「特定保健指導利用券」をお送りします。特定保健指導実施機関にて特定保健指導をお受けください。協会けんぽが費用の一部もしくは全額を補助いたします。

お問い合わせ

協会けんぽ福岡支部 **健診専用ダイヤル(直通) ▶ 092-284-5840**

申込書・申請書はホームページからダウンロードできます。

協会けんぽ福岡支部ホームページ ▶ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/fukuoka/>

トップページ左ナビゲーションの「福岡支部の健診・保健指導のご案内」をクリック!

# 保険料率の上昇を抑制するため、 ご協力をお願いします。

協会けんぽでは医療費が増加するなかでも保険料率をできるだけ低く保つために、適切な健康保険の利用と保険料の有効活用のため、加入者の皆さまにご協力をお願いしています。

## 被扶養者資格の再確認を させていただきます。

定期的に扶養家族の方が現在もその要件を満たしているか、事業主の皆さまを通して再確認をさせていただきます。

## 医療費の適正化に 取り組んでいます。

医療機関から誤った保険請求がなされていないか点検しています。

## 協会けんぽでは、 ジェネリック医薬品をお勧めしています。



ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同じ主成分・同じ効き目を厚生労働省に認められた安価なお薬です。協会けんぽではお薬代軽減につながることから普及を推進しており、皆様がジェネリック医薬品に変更された場合、どのくらい自己負担額が軽減されるかのお知らせをお送りしています。

ご希望を伝えやすくする  
カードやシールを  
ご用意しています

ジェネリック医薬品を希望される場合、医師や薬剤師にその意思を伝えやすくするためのカードやシールをご用意しています。カードはホームページからダウンロードできます。

## 無料会員等を募集しています

### メールマガジンの 無料会員募集中



健康保険の各種手続きや制度改正等の最新情報、健康づくりのサポートにかかる情報をお届けするため、毎月メールマガジンの配信をしています。どなたでも無料でご登録いただけますので、詳しくは協会けんぽ福岡支部のホームページをご覧ください。

### インターネットを利用した 医療費情報照会サービスを ご利用ください



協会けんぽではインターネットを利用した医療費情報等の照会サービスを行っています。いつでも医療費情報の照会ができる便利なサービスですので、ぜひご利用ください。

### 健康保険委員を募集しています

協会けんぽ福岡支部では、加入者の皆様と一緒に健康保険事業の推進を図っていくための広報や相談、各種事業の推進、モニター等の事業運営にご協力いただける健康保険委員を募集しています。会費などは一切ございませんので、お気軽にご応募ください。

#### 応募条件

- ①協会けんぽ福岡支部の加入事業所にお勤めの被保険者の方で、健康保険に関する事務を担当されている方または経験のある方
- ②健康保険事業の推進について理解と熱意を有する方
- ③健康保険委員としての活動について事業主の同意を得られる方



# 健康保険の給付一覧

給付される場合	給付種類	給付額
---------	------	-----

病気やケガで必要な医療を受けたとき	療養の給付	■療養に要する費用の給付割合							
		<table border="1"> <tr> <td>義務教育就学前</td> <td>8割 (患者負担2割)</td> </tr> <tr> <td>義務教育就学後～70歳未満</td> <td>7割 (患者負担3割)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">70歳以上</td> <td>一般</td> <td>8割 (患者負担2割)※</td> </tr> <tr> <td>現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)</td> <td>7割 (患者負担3割)</td> </tr> </table>	義務教育就学前	8割 (患者負担2割)	義務教育就学後～70歳未満	7割 (患者負担3割)	70歳以上	一般	8割 (患者負担2割)※
義務教育就学前	8割 (患者負担2割)								
義務教育就学後～70歳未満	7割 (患者負担3割)								
70歳以上	一般	8割 (患者負担2割)※							
	現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	7割 (患者負担3割)							
立て替え払いをしたとき	療養費	※昭和19年4月1日以前生まれの方は患者負担1割です。							

医療費が高額になったとき 1か月間の医療費の自己負担について限度額を超えた分を支給します	高額療養費 「限度額適用認定証」等を病院の窓口で提示すると、窓口での負担が自己負担限度額までとなります(入院・受診前に申請してください)。 ※70歳以上(現役並み所得者・一般)の方は高齢受給者証を提示することで限度額までの支払いになります。	■70歳未満の方の自己負担限度額 多数該当：直近12か月の支給月数が3か月以上のときは4か月目から〔 〕内の金額																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">被保険者の所得区分</th> <th colspan="2">自己負担限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>83万円以上</td> <td>252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [多数該当140,100円]</td> <td rowspan="4">「限度額適用認定証」を利用することで窓口負担が自己負担限度額までになります。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>53万～79万円</td> <td>167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数該当93,000円]</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>28万～50万円</td> <td>80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当44,400円]</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>26万円以下</td> <td>57,600円 [多数該当44,400円]</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>低所得者 (市町村民税非課税者等)</td> <td>35,400円 [多数該当24,600円]</td> <td>「限度額適用・標準負担額減額認定証」を利用することで窓口負担が自己負担限度額までになります。</td> </tr> </tbody> </table>	被保険者の所得区分		自己負担限度額		ア	83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [多数該当140,100円]	「限度額適用認定証」を利用することで窓口負担が自己負担限度額までになります。	イ	53万～79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数該当93,000円]	ウ	28万～50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当44,400円]	エ	26万円以下	57,600円 [多数該当44,400円]	オ	低所得者 (市町村民税非課税者等)
被保険者の所得区分		自己負担限度額																			
ア	83万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [多数該当140,100円]	「限度額適用認定証」を利用することで窓口負担が自己負担限度額までになります。																		
イ	53万～79万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数該当93,000円]																			
ウ	28万～50万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数該当44,400円]																			
エ	26万円以下	57,600円 [多数該当44,400円]																			
オ	低所得者 (市町村民税非課税者等)	35,400円 [多数該当24,600円]	「限度額適用・標準負担額減額認定証」を利用することで窓口負担が自己負担限度額までになります。																		
		■70歳以上の方の自己負担限度額 多数該当：直近12か月の支給月数が3か月以上のときは4か月目から〔 〕内の金額																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>個人単位 (外来のみ)</th> <th>世帯単位 (外来+入院)</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者 (原則として標準報酬月額28万円以上)</td> <td>44,400円</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数該当:44,400円]</td> <td rowspan="2">「高齢受給者証」を利用することで窓口負担が自己負担限度額までになります。</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>12,000円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅱ (市町村民税非課税者世帯)</td> <td rowspan="2">8,000円</td> <td>24,600円</td> <td rowspan="2">「限度額適用・標準負担額減額認定証」を利用することで窓口負担が自己負担限度額までになります。</td> </tr> <tr> <td>低所得Ⅰ (市町村民税非課税者世帯で年金収入80万円以下等)</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)		現役並み所得者 (原則として標準報酬月額28万円以上)	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数該当:44,400円]	「高齢受給者証」を利用することで窓口負担が自己負担限度額までになります。	一般	12,000円	44,400円	低所得Ⅱ (市町村民税非課税者世帯)	8,000円	24,600円	「限度額適用・標準負担額減額認定証」を利用することで窓口負担が自己負担限度額までになります。	低所得Ⅰ (市町村民税非課税者世帯で年金収入80万円以下等)	15,000円		
所得区分	個人単位 (外来のみ)	世帯単位 (外来+入院)																			
現役並み所得者 (原則として標準報酬月額28万円以上)	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [多数該当:44,400円]	「高齢受給者証」を利用することで窓口負担が自己負担限度額までになります。																		
一般	12,000円	44,400円																			
低所得Ⅱ (市町村民税非課税者世帯)	8,000円	24,600円	「限度額適用・標準負担額減額認定証」を利用することで窓口負担が自己負担限度額までになります。																		
低所得Ⅰ (市町村民税非課税者世帯で年金収入80万円以下等)		15,000円																			
		※介護保険の自己負担分との合算額が著しく高額になったときは、高額介護合算療養費が支給される場合があります。																			

病気やけがで仕事を休み給与が受けられないとき	傷病手当金 (被保険者本人のみ)	欠勤1日につき、標準報酬日額の3分の2を4日目から1年6か月の範囲内で支給
------------------------	------------------	---------------------------------------

妊娠4ヵ月以上で出産のために仕事を休み給料を受けられないとき	出産手当金 (被保険者本人のみ)	欠勤1日につき、標準報酬日額の3分の2を出産前42日 (多胎妊娠は98日) から、出産後56日の範囲内で支給 (出産予定日後の出産の場合は遅れた期間も支給)
--------------------------------	------------------	--

妊娠4ヵ月以上で出産したとき	出産育児一時金	1児につき420,000円 (産科医療補償制度の対象外の出産の場合などは404,000円) ※手続きにより「直接支払制度」等を利用することで、窓口負担は出産育児一時金との差額だけの支払いにできます。
----------------	---------	--

死亡したとき	埋葬料 (費)	50,000円 (埋葬費の場合は50,000円の範囲内で埋葬にかかった実費)
--------	---------	--

その他の療養費等	保険外併用療養費・訪問看護療養費・入院時食事療養費・入院時生活療養費・移送費	
----------	--	--

# ➡ 各種申請書の提出は郵送をご利用ください

協会けんぽではご足労をおかけしなくてすむよう、申請書の郵送による提出をお願いしております。  
申請用紙は協会けんぽのホームページから印刷していただくか、ご連絡いただければお送りいたします。

申請書・届出書によって提出先がわかります。ご提出はどちらも郵送で。

## 健康保険

健康保険の給付(傷病手当金等)や退職後の健康保険(任意継続)に関するお届ははこちらです。

**全国健康保険協会 福岡支部**  
〒812-8670  
福岡市博多区上呉服町10-1  
博多三井ビルディング9F

- 健康保険被保険者証再交付申請書
- 健康保険高齢受給者証再交付申請書

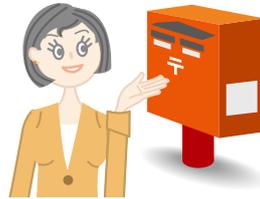
- 傷病手当金支給申請書
- 療養費支給申請書
- 高額療養費支給申請書
- 限度額適用認定申請書
- 限度額適用・標準負担額減額認定申請書
- 特定疾病療養受療証交付申請書
- 第三者行為による傷病届

- 出産手当金支給申請書
- 出産育児一時金支給申請書

- 生活習慣病予防健診申込書
- 特定健康診査受診券申請書

- 埋葬料(費)支給申請書

- 任意継続被保険者資格取得申出書
- 任意継続被保険者資格喪失申出書
- 任意継続被保険者被扶養者(異動)届



### 従業員の採用

### 変更・訂正

### 再交付

### 給与・賞与

### 病気・ケガ・入院等

### 出産・育児休業

### 健康診断

### 退職・死亡

### 退職後の保険 (任意継続)

### 事業所に関するもの

## 年金機構

ご在職中の方の健康保険・厚生年金に関するお届はこちらです。

**日本年金機構 福岡広域事務センター  
厚生年金適用グループ**  
〒812-8579

福岡市博多区博多駅前2-10-19  
福岡ファッションビル2F

※**郵送専用**の窓口です。直接お越しの際はお近くの年金事務所へ。

- 被保険者資格取得届
- 健康保険被扶養者(異動)届  
(国民年金第3号被保険者関係届書)
- 被保険者住所変更届
- 被保険者氏名変更(訂正)届
- 年金手帳再交付申請書
- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届
- 育児休業等取得者申出書(新規・延長)
- 厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書
- 被保険者育児休業等終了時報酬月額変更届
- 被保険者資格喪失届
- 健康保険被保険者証回収不能・減失届
- 適用事業所所在地・名称変更(訂正)届
- 事業所関係変更(訂正)届

## 全国健康保険協会 福岡支部

協会けんぽ

〒812-8670 福岡市博多区上呉服町10-1 博多三井ビルディング9階  
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/fukuoka/>

協会けんぽ 福岡

**TEL 092-283-7621 (代表)**

平日 AM 8:30 ~ PM 5:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)

代表電話は、自動音声により各種お問い合わせ内容別に総合受付・担当グループにおつなぎします。音声案内に従って番号を選択してください。

